にぎたつ苑デイケアセンター新聞

社会福祉法人恩賜財団済生会松山老人保健施設にぎたつ苑通所リハビリテーション

〒７９１－８０２６　松山市山西町８８０番地２

TEL 089－951－6600(代表)

ULR http://nigitatsu.saiseikai.or.jp

４月号（Vol.182）

令和３年４月20日発行

発行者：施設長　山本昌也

編集：デイケア責任者　鎌田尚希

担当：加藤千紘・洲之内麻友

リハビリテーション

～福祉用具のいろいろ～

福祉用具とは？

歩行器や車いす、ベッドや手すり等、要介護者や要支援者の方が、家で安心した暮らしを送ることができ、介護者の負担が軽減されるために利用する用具のこと。

どのような方が対象となる？

介護保険の要介護認定（要支援１～要介護５）を受けた方がレンタル対象となります。
利用料金は、月額設定。費用の１～３割の負担で利用可能
（※要介護１、要支援１・２方がレンタルできるものは一部となります）

どのような用具がある？

介護保険でレンタルできる用具は全部で13種目

●要介護2～5

車椅子、車いす付属品（クッションなど）、ベッド、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト

●要支援1.2、要介護1～5

手すり、スロープ、歩行器、杖、自動排泄処理装置

その時の身体状況に適した福祉用具を使用することで状態の悪化を予防、介護者の負担軽減を図ることもできます。また、定期的に点検を行い、不具合がある場合は修理や交換もできます。

担当のケアマネジャーやリハビリスタッフに、ご相談ください。